

「美濃加茂市第二子以降出産祝金」の ご案内



ご出産おめでとうございます。

第2子以降の子をご出産された方に祝金を支給します。

祝金の支給を受けるためには、**申請が必要です。**

1. 支給対象者

次の①～②すべてに当てはまる方

- ①令和5年4月1日以降に第二子以降の子を出産した母、又はその配偶者でその子の出生日にその子と同一の住所を有する方
- ②第二子以降の子の出生日に、その子以外の児童（※）を養育している方
※18歳に到達してから最初の3月31日までの者

2. 支給額

令和5年4月1日以降に生まれた子1人につき、

10万円（現金）を支給します。

3. 支給までの流れ

- ①【養育者】出産後、市役所に出生届を提出します。
↓
- ②【養育者】生後2か月頃に、美濃加茂市の面談を受けます。
（対象者に個別通知します。）
↓
面談の際に、申請書を提出します。
- ③【市】申請後、おおむね2～3か月程度で指定口座に振り込みます。
※支給日が決定しましたら、書面でご案内します。

美濃加茂市役所 健康課 母子保健係
月～金（祝日除く）/午前8時30分～午後5時15分
電話：0574-25-4145（直通）



妊娠・子育てに関する相談にも応じます。何かお困りごと等ありましたら、いつでもご連絡ください！！



よくある質問



美濃加茂市健康づくりPRキャラクター「あゆみん」

Q.所得制限はありますか？

A.所得制限はありません。

Q.双子を出産しました。

第二子以降出産祝金として10万円を受け取ることができますか？

A. 第二子以降の出産であれば、1名につき10万円を受給可能です。

Q.第二子以降出産祝金の申請は、対象となる出生児の父親又は母親のどちらが行いますか？

A.第二子以降出産祝金は、**出生児を養育する方**が申請者となります。父母で養育する場合は、父親・母親のどちらが申請いただいても構いません。ただし、重複して申請することはできません。

Q.第二子以降出産祝金の振込口座を、申請者（養育している方）以外の名義の口座とすることはできますか？

A.申請者（養育する方）名義の口座への振込が原則です。やむを得ず、別の方の口座への振込を希望する場合は、申請書内の委任状欄に申請者（養育する方）の署名が必要です。

Q.第二子以降出産祝金の申請には、何が必要ですか？

- A. 1.美濃加茂市第二子以降出産祝金支給申請書兼請求書
2.振込口座を確認できる書類の写し（コピー）
※通帳やキャッシュカードなど、金融機関名・口座名・口座番号、
口座名義人が確認できる部分
3.申請・請求者の本人確認書類の写し（コピー）
申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード（表面）、
パスポート等



対象児童が第二子以降であることを住民票上で確認できない場合

- 4.第二子以降であることを確認できる書類の写し（コピー）
戸籍謄本（日本国籍）、出生証明書（外国籍）など
※出生証明書が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳および
翻訳者の署名を添付してください。